

公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則

規則第5号

2013年4月1日制定

2016年6月11日一部改正

2019年6月22日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第35条第1項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(支部活動の趣旨)

第2条 支部は、第5条に定める区域を単位として本会会員の相互交流及び研鑽等を図ることにより、身近な地域で活動できる場を作り、その支部の実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。

(運営)

第3条 支部における事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。

2 支部独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあっては、その運営に協力しなければならない。

3 地区支部は、理事会の監督に基づいて運営する。

4 地区支部の運営にあたっては、理事会は少なくとも年に一度、支部長と意見交換を行う機会を設ける。

(支部の設置要件)

第4条 支部の設置要件は、おおむね人口30万人以上の規模の生活圏域を単位とする。

(支部区分)

第5条 支部は、次の7支部とし、その区域構成は別表のとおりとする。

(1) 道央地区支部

- (2) 道南地区支部
- (3) 道北地区支部
- (4) オホーツク地区支部
- (5) 日胆地区支部
- (6) 十勝地区支部
- (7) 釧根地区支部

(支部会員)

第6条 支部は、区域内に住所を有する本会会員をもって組織する。

2 支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。

(幹事及び支部監事)

第7条 支部には、次に掲げるとおり幹事及び支部監事を置く。

- (1) 幹事 4人以上20人以内
- (2) 支部監事 2人以内

2 支部は、幹事の中から次に掲げる定数の範囲内において支部長、副支部長、事務局長及び会計担当を選出し、本会理事会に報告する。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 1人以上4人以内
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人

3 支部長、会計担当及び支部監事は、全体会において支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するとともに、本会会長が委嘱状を交付する。

4 副支部長及び事務局長は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。

(職務)

第8条 支部長は支部を代表し、次の職務を行う。

- (1) 幹事に対する指示及び連絡に関すること
- (2) 支部が行う事業の調整、企画及び管理に関すること
- (3) 関係官庁等との連絡及び協議に関すること
- (4) 本会委員等の推薦又は講師派遣に関すること

- (5) 支部会計の執行及び本部への報告状況の確認に関すること
 - (6) その他本会理事会又は当該支部役員会において、別に定めること
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 3 事務局長は、支部の事務を統括する。
 - 4 幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。
 - 5 会計は、公益社団法人北海道社会福祉士会経理規程(2005年規程第10号)に基づき適正に執行し、遅滞なく本会へ報告する。
 - 6 支部監事は、幹事の業務執行の状況を監査し、必要に応じて本会理事会に報告する。

(任期)

第9条 幹事及び支部監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第10条 支部の会議は次のとおりとする。

- (1) 支部全体会（以下「全体会」という。）
 - (2) 支部幹事会（以下「幹事会」という。）
- 2 全体会は、支部会員をもって構成し、毎年1回開催とする。
 - 3 幹事会は、幹事をもって構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。なお、支部監事は、幹事の業務執行状況を把握するため出席するものとする。

(付議)

第11条 全体会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 幹事及び支部監事の選出に関する事項
 - (2) 本会理事会にて全体会に付議すべきことを決議した事項
 - (3) その他支部の運営等に係る重要事項
- 2 前項に定めるもののほか、支部の運営に関する意見交換や交流の機会として、次に掲げる事項を報告する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) その他役員会が必要と認める事項

3 幹事会は、次の各号に定める事項を審議する。ただし、本会定款第32条第2項の規定に準拠し、幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の幹事会の決議があったものとみなす。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 第1項第2号に関する事項

(4) 本会理事会、委員会及び部会にて幹事会に付議すべきことを決議した事項

(5) その他必要な事項

4 支部の全体会において決議した事項は、本会理事会に報告する。

5 本会の理事は、支部の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第12条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金等によってまかぬ。

2 支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事会に提出し、理事会でその承認を得るものとする。

3 支部の事業報告及び決算案は、その内容を本会理事会に提出し、理事会でその承認を得るとともに総会において審議するものとする。

4 支部独自に支部会費を徴収することはできない。

(支部活動費)

第13条 本会は、支部活動費を理事会が別に定める算出基準に基づき組織活動事業費の予算の範囲内で支部に交付するものとする。

2 支部は、支部活動費の交付の後、前項に規定する算出基準とした事業を実施できなかった場合は、その全額を当該年度中に本会に返還する。

3 当該年度に交付された支部活動費の次年度への繰越しの上限を当該年度に交付された額の1割以内として、翌年度の地区支部活動費に加算することができる。

4 前項に規定に関わらず、支部活動費の全てを当該年度末日までに本部指定口座に返還する。ただし、これにより難いときはこの限りではない。

5 前項の規定による返還によって、当該年度の期末残高が0円の預金通帳に限り残高証明書を省略することができる。

(改廃)

第14条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならぬ。

附 則

1 この規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

1 この規則は、2017年4月1日から施行し、第13条第3項の改正後の規定は、2017年度会計から適用する。

2 2016年度末時点の各支部の一般正味財産期末残高は、その使途を明らかにし、所定の手続きを経て3カ年度を上限として執行することができる。ただし、これにより難いときは一般正味財産期末残高の一部又は全部を本会に戻入するものとする。

附 則

この規定は、2019年6月22日から施行し、第13条第4項及び第5項の改正後の規定は、2019年度会計から適用する。

別表 地区支部の区域構成

地区支部	対象区域
道央地区支部	<ul style="list-style-type: none">・石狩振興局・後志総合振興局・空知総合振興局
道南地区支部	<ul style="list-style-type: none">・渡島総合振興局・檜山振興局
道北地区支部	<ul style="list-style-type: none">・上川総合振興局・留萌振興局・宗谷総合振興局
オホーツク地区支部	<ul style="list-style-type: none">・オホーツク総合振興局
日胆地区支部	<ul style="list-style-type: none">・胆振総合振興局・日高振興局
十勝地区支部	<ul style="list-style-type: none">・十勝総合振興局
釧根地区支部	<ul style="list-style-type: none">・釧路総合振興局・根室振興局